



# 募集・お知らせ



## 「男女共同参画推進活動事業 実施団体募集」

「男女共同参画を推進する」イベントや講演会、研修会などを行っていただく**市内で活動する団体**に、事業に係る経費（上限5万円）を助成しています。事業の委託には審査が必要です。（8月末日締切）

## 「女性人材リスト」に ご登録いただける 女性を募集

誰もが暮らしやすい地域を創るためには、多様な意見が必要です。そのため、審議会などの委員となつてくださる方の「女性人材リスト」を作成しています。子育てや仕事がひと段落つた方、市の施策に興味をお持ちの方など、ぜひ、ご登録をお願いします。（登録された方、すべてが審議会委員に選考されるものではありません。）

## 「地域で豊かに！ グループ名簿」 登録団体を募集

男女共同参画の趣旨に賛同していただける団体を応援するため、年1回、会員募集のチラシを作成して、市ホームページや市内公共施設へ配布しています。現在、掲載を希望する団体を募集しています。（今年度掲載ご希望の団体は8月末日までに申請願います。）



★上記の募集事項について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 八潮市 女性 相談室

女性相談室は、女性のための相談室です。夫婦のこと、家族のこと、生き方などetc…、お友達には相談し難いことってありますよね。ひとりで悩まないで相談してみませんか？臨床心理士やカウンセラーの資格を持つ女性相談支援員があなたの悩みに寄り添います。秘密は守ります。

**場所：**八潮駅前出張所内相談室  
**相談日：**毎週火・水・木曜日 1日4枠、予約制  
①午前10時15分～11時15分  
②午前11時30分～午後0時30分  
③午後1時30分～2時30分  
④午後2時45分～3時45分  
**予約：**子ども家庭支援課 048-933-9437

## 八潮市 DV 相談 支援室

DV相談支援室では、DV（ドメスティック・バイオレンス＝夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力）に関する相談をお受けしています。DVは、支配する側とされる側の関係性で起き、殴る蹴るなどの身体的暴力の他、暴言や脅迫などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力など多岐にわたります。これってDV？と感じたら、少しでも早く相談しましょう。

**場所：**子ども家庭支援課  
**相談日：**月・金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時  
**相談専用電話：**048-996-3955  
※面接相談をご希望の方は、予約が必要です。

## 八潮市 家庭 児童 相談室

家庭児童相談室では、18歳未満のお子さんに関する悩みごと、親と子の関わりなどの相談をお受けします。育児について相談できる人が身近にいないなどのお悩みにも家庭児童相談員がお話を伺い、より良い解決について一緒に考えます。



**場所：**子ども家庭支援課  
**相談日：**毎週月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
**問い合わせ：**048-951-5457  
※電話・面談どちらでも相談可能。予約の必要はありませんが、他の方の相談中はお待ちすることがあります。

## あなたの困り事、一緒に解決していきます。

～「困難な問題を抱える女性への支援に関する」法律（通称・女性支援法）はあなたのための法律です～

前号でも触れましたが、昨年女性支援法が施行されました。今までの「女性相談員」は「女性相談支援員」と名前も変わりました。「支援」とは具体的な問題解決まで一緒に考え支えますということです。またこの法律は相談者ご本人の意思に基づいた解決を目指すことが謳われています。これまで女性に関する法律というのは「売春防止法」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」だけでした。それは女性を保護・更生の対象として助けるという法律で、当事者本人がどうしたいかはあまり尊重されていませんでした。しかし、昨年施行された女性支援法は全ての女性を対象にして、もし困った事があつたらまずはご本人の人権を尊重してその意思、希望等に沿う解決策を一緒に見出していくことが重視されています。女性は長い歴史の中でいつも誰かの指示を仰ぎ顔色を窺い自分より相手を優先するのが女性の務めであるかのように思い込まされて

きました（ジェンダー規範）。そのために自分の意思で生きていくことが苦手な傾向にあります。夫からの暴力だけでなく親・家族からの虐待・性暴力、経済的搾取・ヤングケアラー、引きこもり、精神的不調、自傷他害行為、等があつても、そうなるのは自分が悪いからだ、と思いついで誰にも相談せずに我慢しているうちに精神状態はどんどん悪化し動けなくなり、家族との関係がますます悪くなり家にもいられなくなり結果的に、性風俗の世界に引っ張りこまれたり犯罪に巻き込まれたり、ホームレスになってしまう場合があります。こうした問題はあなたの身近にあります。そしてあなたと無縁ではありません。

自分はそうでなくても、もしあなたの身近に困っている女性がいたら女性相談があることを知らせてください。まずは相談が解決の第一歩です。（女性相談支援員）

**問い合わせ：子ども家庭支援課  
048-933-9437**

## 男女共同参画苦情処理制度

男女共同参画に関する市の施策や男女共同参画を妨げる事案に対する市民や事業者からの苦情の申し出を、公平・中立な立場で処理する機関を設置しています。

苦情処理委員は弁護士と大学教授の2名で構成され、申し出の内容について調査を行い、その結果、必要があると認めるときは関係者に対し、助言、勧告、是正の要望などを行います。

